個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編、外国にある 第三者への提供編、第 三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編) の一部を改正する告示」に関する意見

【通則編に関する意見】

■意見1

<該当箇所>

3-5-1-1 「漏えい」の考え方(P.41)

【個人データの漏えいに該当する事例】

<意見>

【漏えいに該当しない事例】を追加いただききたい。

例えば、事例 2) メール誤送信について、送付先が見ずにメールを削除した場合や

事例3)について、アクセスログ等から閲覧されたことが確認されない場合は漏えいには該当しないなど。

<理由>

「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は漏えいに該当しない」と記載されている。

郵送物を未開封で回収する場合等は判断に迷わないが、上記のような場合は各社が判断に迷い、報告対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見2

<該当箇所>

3-5-3 個人情報保護委員会への報告(P. 45)

<意見>

報告内容をどのように利用するのか、秘密保持や開示範囲等について明確にしていただきたい。

<理由>

利用目的や開示範囲等が明確でないと、企業が報告を躊躇する原因にもなりかねないため。

■意見3

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態 (P.45)

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例 1) EC サイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

<意見>

「クレジット番号」のうち、例えば、下4桁と有効期限のように一部のデータのみが漏えいした場合は、 報告対象の事例ではないことを明確にしていただきたい。

また、購買履歴の漏えいもそれ自体で財産的被害が生じるおそれは想定しづらいため、報告対象ではないことも合わせて明確にしていただきたい。

<理由>

財産的被害が生じるおそれが想定しづらいと考えるため。

■意見4

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(1)(P.46)

<意見>

「要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し…個人情報保護委員会に報告しなければならない」については、件数にかかわらず漏えいすれば該当することを、Q&A等で明確にしていただきたい。

<理由>

各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見5

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(2) (p. 47)

<意見>

財産的被害が生じるおそれについて、給与情報や口座番号の漏えいだけでは該当しないことをQ&A等で明確にしていただきたい。

<理由>

各社、従業員の給与情報や口座番号は相当数保有していると考えられるが、口座番号だけの漏えいでは 財産的被害が生じる恐れはないため。

■意見6

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(※2)(※3)(P.49-50)

<意見>

「おそれ」について、(※2)では、「漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合」としているが、「漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係、過去の経験、専門知識等に基づき、漏えい等の確度が合理的に高いと推察される場合」とすべきである。そして、企業に真に意味のある報告と通知をさせるために、(※3)(ア)から(エ)のような事例があった場合でも、企業がその時点で判明している事実関係、過去の経験、専門知識等に基づき、漏えい等の確度が合理的に低いと企業が判断する場合には、報告・通知義務の対象から除外することを明記すべきである。

<理由>

漏洩などが発生した「おそれ」の定義をより明確にするため

■意見7

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(P.50)

<意見>

「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられている場合については報告を要しない」と明記されているが、具体的な事例を示していただききたい。ガイドラインの Q&A (Q12 -10) に高度な暗号化等の技術的措置が記載されているが、ガイドライン本文に記載することを検討していただききたい。

<理由>

適切な暗号化を実施することを推進することは、本来のプライバシー侵害リスクを減少することに繋がるが、ガイドライン本文に記載がないため、複数社から意見・質問が提出されたため。

■意見8

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(P.50)

<意見>

「高度な暗号化」に関して、暗号化鍵が別に管理されている場合の管理策をガイドラインに追記していただききたい。また、暗号化鍵を破棄した場合には、暗号化された個人データは削除されたと同義とする

ことを検討していただききたい。

<理由>

暗号化された個人データと一緒に、暗号化鍵が第三者に渡った場合には情報漏えいとの認識であり、暗 号化鍵の適切な管理によりアクセス制御が十分なされている状態を明確にすべきであると考えるため。

■意見9

<該当箇所>

3-5-3-1 報告対象となる事態(P.50)

<意見>

「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられていることの証跡を残す必要があるのかを明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見10

<該当箇所>

3-5-3-3 速報 (P. 52)

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、<u>いずれかの部署</u>が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3~5日以内である。

<意見>

海外の個人情報取扱事業者においてデータ漏えいが生じた際に、当該海外法人が届出の主体ではあるものの、同グループ会社の日本法人が代わりに届出を行う事が想定しうる。このような場合には、日本法人(個人情報取扱事業者)が当該事態を知った時点を基準とすることを明確にしていただきたい。(海外法人が事態を知ったときから、日本法人への報告まで3~5日を超えることがあることを認めていただきたい。)

<理由>

実務上、海外法人と届出法人の間での連絡・調整や翻訳に時間がかかることが想定されるため。

■意見11

<該当箇所>

3-5-3-3 速報 (P.52)

<意見>

報告期限の起算点となる「知った」時点とは、個人情報取扱事業者が「個人データの漏えい(または、 そのおそれ)を知った」時点であることを、Q&A等で明確にしていただきたい。

<理由>

「<u>速やか</u>」の日数の目安について、個別の事案によるが「<u>概ね3~5 日以内</u>」とされているところ、特に不正アクセスやランサムウェアの事案については、データ漏えいの有無確認、漏えいしたデータに個人データが含まれるか否かの特定等、事案の概要を把握する初期調査自体に、セキュリティ専門会社に解析を依頼して数週間以上かかる場合が少なくない。

そのような事案の場合には、専門会社の解析結果の報告を受けて、事業者が「不正アクセスによる個人データの漏えいを確認した時点」を起算点である「知った時点」とし、そこから $3\sim5$ 日以内に速報、60 日以内に確報を出せばよいことをQ & A 等で明確にしていただきたい。

なお、欧州の GDPR においても 72h 以内の報告期限の起算点には、初期調査の期間を含まないことが明確化されている。

■意見12

<該当箇所>

3-5-3-4 確報 (規則第6条の3第2項関係) (P.56)

<意見>

「合理的努力を尽くした上で」一部の事項が判明せず全ての事項を報告することができない場合は、その時点で把握している内容を報告すれば、報告義務違反に該当しないことを明確にしていただきたい。 また「合理的努力」は、各社の実態と生じた事象に応じ、各社で合理的と判断した対応を実施すれば良いことを明確にしていただきたい。

<理由>

事業者としての重要な判断要素にも関わらずガイドライン案で不明確であるため。

■意見13

<該当箇所>

3-5-4-2 通知の時間的制限 (P.59)

<意見>

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

事例 2)「本人がその権利利益を保護するための措置」の内容が不明確。どのような状態になれば本人が措置を講じられると判断できるのか。Q&A等で例示していただきたい。

<理由>

事業者としての重要な判断要素にも関わらずガイドライン案で不明確であるため。

■意見14

<該当箇所>

3-5-4-3 通知の内容(P. 60, 61)

<意見>

「本人へ通知すべき事項については、…「その他参考となる事項」…に限られている。」について、「その他参考となる事項」とは、「本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。」とあるが、具体的にどのような措置を指すのか、事例を交えてQ&A等で明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見15

<該当箇所>

3-7-1-1 個人関連情報(P89)

<意見>

「「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。」とあるが、評価の具体例をQ&A等で示していただきたい。

<理由>

AI で評価を行うサービスを考えた場合、サービス設計段階で考慮すべきかどうか具体例を参考に検討したいため。

■意見16

<該当箇所>

3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等 (特に P. 99~136 3-7-4 確認・記録義務)

<意見>

個人関連情報の第三者提供に関する規律が適用される事業者は限定的と想定されるため、個人情報の規律を準用する部分は参照先を記載するにとどめる等簡素化を図ってはどうか。特に第三者提供時の確認・記録義務に関わる部分は重複した記述を避け、「第三者提供時の確認・記録義務編」のガイドラインにまとめて記載すべきではないか。

<理由>

個人関連情報の第三者提供制限に関する記述が膨大な量となっており、通則編が膨らんでいるうえ、重

複感がある記述となっていて「個人データ」の規律との差異が極めて分かりづらい記述となっている。 この規律が適用される事業者は限定的と想定されるため、「個人データ」の規律と同じ場合は参照するに とどめ差異だけを明確に記載する等、分かりやすいガイドラインとすることを希望する。

■意見17

<該当箇所>

3-7-4 本人の同意等の確認の方法 (P. 99, 100)

<意見>

個人関連情報にかかる本人からの同意取得の確認について、「提供先の第三者から申告を受ける場合、個人関連情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。」とあるが、一般的な注意力とは、どの程度のレベルを指すか、Q&A等で明確にしていただきたい。また、一般的な注意力をもって確認したということの証跡が必要かについても、併せて明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見18

<該当箇所>

3-7-4 本人の同意等の確認の方法 (P. 101)

<意見>

「【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】」として、「事例 1)提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法」とあるが、口頭で申告を受けた場合に証跡が必要か、また、必要な場合には、どのような内容が残ればよいか、明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見19

<該当箇所>

3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること(P. 100)

「提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為」について

<意見(質問)> 「なお提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第26条の2第1項第1号の同意を取得済みのID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを提

供する場合は、法令に基づく場合(法第23条第1項第1号)に該当する。」とありますが、提供元が提供する予定の個人関連情報に付与されている ID 等を、事前に提供先の第三者に提供し、提供先の第三者が当該 ID 等に紐づく個人本人の同意を得ていることを確認した上で提供先に申告させることも、「第三者から申告を受ける方法」の一つとして考えられます。

この場合において、提供元が個人関連情報の一部である ID 等を、提供先の第三者に事前に提供する行為自体は、個人データの第三者提供には該当しないと判断してよろしいでしょうか?または個人データの第三者提供に該当する場合であっても、「法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合(法第 23 条第 1 項第 1 号)に該当する」と解釈してよろしいでしょうか?

〈理由〉 提供元が自己の保有する個人関連情報から、同意取得済み ID 等に該当する個人関連情報のみを抽出して提供先の第三者に提供するスキームのみを想定した記載となっているが、逆に提供元が保有する個人関連情報の ID 等に基づいて提供先が該当する個人から同意取得するスキームもあり得るため、公平な記載をお願いしたい。

■意見20

<該当箇所>

3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】(P. 101)

<意見>

事例 2) 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法と同等の効果が得られる方法として、「提供元が提供先の第三者と締結する契約において、提供先の第三者が受領する個人関連情報についての本人同意取得を表明保証させる方法」も考えられるので、追記をご検討いただきたい。

<理由> 個人関連情報の提供元が本人同意を確認する方法の事例としては、不十分であると考えられるため。

■意見21

<該当箇所>

3-7-4 本人の同意等の確認の方法(P100, 101)

提供先の第三者において、複数の本人から同一の方法で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例2)提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

<意見>

提供先と提供元の間で誓約する書面の中で、対象となるすべての本人から同意を取得できている旨提供 先に表明保証させれば、提供元である個人関連情報取扱事業者としてとるべき措置として足りることを 確認したい。

<理由>

趣旨の明確化のため。

■意見22

<該当箇所>

3-7-6-1 確認方法 (P.124)

<意見>

「個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、…当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を確認しなければならない。」とあり、「当該第三者」とは、提供元を指すと理解しているが、「提供先の第三者」をと混同してしまうので、改めて文言を確認していただきたい。

<理由>

ガイドラインの内容を正しく理解するため。

■意見23

<該当箇所>

3-7-7-2 記録を作成する方法 (P. 128)

<意見>

記録のフォーマット例をホームページなどで公開していただきたい。

<理由>

必要事項が網羅されていることが担保されたフォーマット例があると、企業として個人情報保護にかかる工数が削減できるため。

■意見24

<該当箇所>

3-7-7-3-1 提供先の第三者における記録事項 (P. 130)

<意見>

個人情報取扱事業者である提供先の第三者の記録として、「本人に対する物品又は役務の提供に係る契

約を締結し、…当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。」とあるが、この方法をとる 場合の契約書の条文例を公開していただきたい。

<理由>

実際の運用上、本規定に基づき契約書への記載で記録の対応とすることが大いに想定されるが、企業としては、必要事項が網羅されていることを確実にしておく必要があるため。

■意見25

<該当箇所>

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等 (P. 146)

④保有個人データの安全管理のために講じた措置

【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】(※7)

<意見>

※7の記載に「上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。」 とあるが、ガイドラインとしては「最小限公表すべき事項」という形での記載をお願いしたい。

<理由>

事業者の運用・裁量に委ねる形となっており、法律順守のために最小限公表すべき事項をガイドラインとしてお示しいただきたいため。

■意見26

<該当箇所>

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等(P. 146)

④保有個人データの安全管理のために講じた措置 (外的環境の把握) ※8

<意見>

「外国の名称について、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できる形で情報提供」の具体的な事例をQ & A等で示していただききたい。

(例えば、アメリカ合衆国→米国 U.S.A.、中華人民共和国→中国など)

<理由>

個人情報取扱事業者として、個人の権利利益を保護のために必要かつ十分な要件を把握し、個人情報管理の高位平準化に努めるため。

■意見27

<該当箇所>

3-8-2 保有個人データの開示(P. 152)

【当該方法(電磁的記録の提供)による開示が困難である場合の事例】

<意見>

検索可能な紙媒体の形式で保有する個人データに関しては、電磁的記録の提供による開示が困難である 場合に該当し、従前通り書面での提供で良い旨、示していただききたい。

<理由>

本人請求に応じるために、大規模なシステム改修が必要なばかりでなく、本来の個人情報の取扱いの運用にも影響を及ぼすため

■意見28

<該当箇所>

3-8-5 保有個人データの利用停止等 (P. 169)

【当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】

<意見>

個人の安寧な生活を損ねる可能性ある場合も含めて、例示記載があるとよい。

<理由>

自身の情報で、自身の安心・安全な生活の権利が脅かされることへの牽制がある方が望ましい。 (金額的な財産だけでなく、昨今の SNS の広まり・事件を考慮すべき)

■意見29

<該当箇所>

3-8-7 開示等の請求等に応じる手続(P. 181)

(※2) 本人の確認方法 事例 1)

<意見>

本人確認の方法としての「公的個人認証による電子署名」の事例と具体的な本人確認方法についてQ&A等で示していただききたい。

<理由>

民間企業において、公的個人認証の適用可否を判断するのに必要な要件であるため

【外国にある 第三者への提供編に関する意見】

■意見1

<該当箇所>

①4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置 (P. 21)

<意見>

(※2)「外国にある第三者等が講ずべき措置に含まれない」の理由を追記していただきたい。

<理由>

規定趣旨が不明確であるため。

■意見2

<該当箇所>

4-2-3 不適切な利用の禁止(P.25)

<意見>

【事例 2】で、内規等により外国にある親会社による違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用を禁止するとの例示があるが、書きぶりが適切ではないので見直していただきたい。

<理由>

子会社である日本企業が作成した内規等によって、外国にある親会社による違法又は不当な行為等を禁止することは難しいと考えられるため。(グローバルな内規等(就業規則や雇用契約を含む)で禁止している例は多いと思われるが、その場合は親会社が自ら作成するものと考えられるため。)

■意見3

<該当箇所>

4-2-9 (1) 適切な委託先の選定(P.30)

<意見>

CBPR システムの認証を取得している事業者を、適切な委託先として明記していただきたい。

<理由>

4-1 適切かつ合理的な方法に、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図っていることが記載されている。適切な委託先のイメージを明確にすべきと考えるため。

■意見4

<該当箇所>

4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置(P. 32, 37, 39, 42, 43, 45, 46, 48, 49 および50)

<意見>

各事例において、委託契約により規定することでの対応が例示されているが、どのような条文を規定する必要があるか、具体的に示していただきたい。また、これらの項目すべてを委託契約に規定することは、企業の負担となりうるため、例えば、「個人情報保護法および関係法令に従い甲乙適切に対応する」といったように、具体的な対応内容を法令に委ねるような規定とすることで足りるか、明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。

■意見5

<該当箇所>

4-2-12 外国にある第三者への提供の制限 (P. 37)

<意見>

【事例 1】で、「外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、…法第 4 章第 1 節の規定の主旨に沿った措置の実施を確保する」について、当該措置の実施確保については、委託契約に規定する義務はないと理解してよいか、明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。

■意見6

<該当箇所>

5 同意取得時の情報提供 (P.53)

<意見>

「個人データの越境移転に当たっては、…リスクを評価し、…」について、リスク評価のフォーマット例をホームページなどで公開していただきたい。

<理由>

必要事項が網羅されていることが担保されたフォーマット例があると、企業として個人情報保護にかかる工数が削減できるため。

■意見7

<該当箇所>

5 同意取得時の情報提供 (P.53)

<意見>

「個人データの越境移転に当たっては、…個人データの移転の必要性について吟味した上で、…」について、移転の必要性を吟味したとするためには、具体的にどのようなことが必要か、また、吟味したことの証跡が必要か、明確にしていただきたい。

<理由>

各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見8

<該当箇所>

5-2 提供すべき情報(1) (P.55)

<意見>

提供先の第三者が所在する外国の名称について、「所在」の定義を明確に示していただきたい。 例えば、下記のように具体的に示していただきたい。

- 1) 提供先の第三者が日本法人であって、当該日本法人の支店がインドにあり、提供した日本人の個人データがそのインドにある支店で取り扱われている場合は、外国にある第三者への提供に該当しないと考えて良いか?
- 2) また、提供先の米国法人が運営するデータセンターがインドにあり、日本人の個人データがそのインドにあるデータセンターで取り扱われている場合は、本人同意を取得するときに本人へ情報提供する外国名としては米国で良いか?

<理由>

外国に所在するデータセンター等で個人情報が取り扱われる場合、情報提供の対象が、データセンター等を運営する法人が所在する外国名なのか、データセンター等が置かれている外国名なのかが判然としないため。

■意見9

<該当箇所>

5-2 提供すべき情報(2) (P. 56-60)

<意見>

「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、個人情報保護委員会が主要な国々の制度について最新の情報を集約して公開し、事業者は当該情報のある URL のリンクを貼るのみで足りるものとするなど、配慮していただきたい。

<理由>

外国にある第三者に個人データを提供している日本企業は多数あり、提供先の外国の制度に関する情報を収集するためにコンプライアンス・コストの増加が大きな問題となる。結果として企業収益が圧迫され、国際競争力の低下に繋がることを危惧する。また、外国の制度に関する情報の(ア)から(エ)(特に(ウ)及び(エ)は解釈を含む)の観点について、各個社から個別の異なる情報が提供された場合、却って消費者に混乱が生じ、個人情報の利用を著しく阻害してしまう可能性があるため。

■意見10

<該当箇所>

5-2 提供すべき情報(2) (P.58)

<意見>

「当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つか」 は抽象的に過ぎるので具体化・例示をしていただきたい。

<理由>

実際にどのように本人に情報提供すればよいか、分かりにくいため。

■意見11

<該当箇所>

5-2 提供すべき情報(2) (P. 58-59)

- ②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」
- (ウ)OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在

<意見>

第三者の所在する外国が OECD 加盟 30 カ国に該当していれば本要件を満たすのか、あるいは OECD への加盟国か否かには関わらず、当該外国の個人情報保護制度が OECD プライバシーガイドライン 8 原則に準拠しているかを個別に判断する必要があるかを明確にして頂きたい。

また、後者の場合には、個人情報保護委員会として、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に準拠した制度を有する外国を公表して頂きたい。

<理由>

外国の第三者への個人情報提供にあたり、本人への情報提供を適切かつ確実に行うため。

■意見12

<該当箇所>

5-2 提供すべき情報(2) (P. 59-60)

- 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(P. 72)
- 6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供(P.80)

<意見>

「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」や「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度」等の例において、事例1では「広範な」協力義務や情報収集としているが、「広範」や「情報収集」の意味が著しく不明瞭であり、どのような場合が該当するのか更に具体化すべきである。また、事例2についても、「国内保存義務」と「消去できないおそれ」の関係が明確でないため再検討すべきである。例えば、国内保存義務があっても事業者が消去義務の履行を約している場合には対象外とすべきであるから、「契約を締結しているにもかかわらず、消去等請求の履行に対応することを禁じる国の法令がある場合」など、消去等請求の履行ができないことにフォーカスして記載していただきたい。

また、個人情報保護委員会が主要な国々について、重大な影響を及ぼす可能性のある制度に関して情報公開していただきたい。

<理由>

ガバメントアクセスやデータローカライゼーションに関して、事業者が諸外国の法制度を確認することは工数をかければ可能であると思われるが、個人の権利利益に重大な影響があるかは判断が困難であるため。

■意見13

<該当箇所>

- 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合(P.63)
- 5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合(P.66)

<意見>

事例 2) の事例のみならず、委託先が追加されるケースなど、一般的な事例を追加していただきたい。

<理由>

事例 2) 外国の再保険会社に再保険を行う場合の例示は、一般的でないため直感的に理解し難いため。

■意見14

<該当箇所>

6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置 (P.70)

<意見>

「外国の制度の有無及びその内容」を「適切かつ合理的な方法」で年1回以上の頻度で確認するのは事業者にとって多大な負担である。

また、事業者ごとに提供する情報の時点や内容が異なることも考えられ、本人がかえって混乱することが懸念されるため、個人情報保護委員会において最新情報を提供していただきたい。

個人情報保護委員会が最新情報を提供しない場合には、「適切かつ合理的な方法」の水準の解釈は柔軟にされるべきである。

<理由>

外国にある第三者への確認は地理的要因等により事業者に多大な負担となる可能性があることを懸念するため。また、事業者ごとに提供する情報が異なることにより本人が混乱することが懸念されるため。

【第三者提供時の確認・記録義務編に関する意見】

■意見1

<該当箇所>

5 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合 (P.23)

<意見>

通則編「3-7-6 提供先の第三者における確認義務」「3-7-7 提供先の第三者における記録義務」を参照するように記載されているが、むしろ、通則編 3-7-6、3-7-7 の記載を確認・記録義務編に取り込み、通則編から参照させるようにしてはどうか。

<理由>

個人情報や個人関連情報の第三者提供・受領を行う事業者は限定的であり、通則編の記載内容に重複感 があるため、1冊のガイドラインにまとめた方が参照・理解しやすいと考えられるため。

【匿名加工情報編に関する意見】

■意見1

<該当箇所>

2 仮名加工情報 (P.6)

<意見>

GDPR では仮名化された個人データを研究目的で二次利用することが許容されている。日本の仮名加工情報は GDPR 第 4 条(5)の仮名化 (Pseudonymisation) とは異なる概念として定義されているが、日本においても、仮名加工情報の研究目的での二次利用 (第三者提供を含む) について許容することを検討して頂きたい。

<理由>

日本の国際的競争力を維持・強化するため。

■意見2

<該当箇所>

2 仮名加工情報 (P.6)

<意見>

仮名加工情報がどのように効果的に利用できるかを示し、利活用を推進するため、ユースケースやホワイトリストを公開して頂きたい。

<理由>

仮名加工情報はあくまでも個人情報であり、事実上のセキュリティ対策である。データ主体へのリスクを軽減することには役立つが、仮名加工情報に関する義務が多大と考える事業者が多いと考えられるため。

■意見3

<該当箇所>

2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方(P.11-12)

<意見>

「仮名加工情報取扱事業者において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等(※1)を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」(法第2条第1項)に該当する」について、次の事例の場合は、個人情報に該当するか、明確にしていただきたい。

(検討事例)

同一会社内のある部門(A部とする)で保有している個人情報について、A部内で仮名加工し、別の部門(B部とする)へ提供した場合に、A部の個人情報および削除情報にアクセス制限を付すなどの方法で、B部からはアクセスできないような措置をとったとき、B部で保有する仮名加工情報は個人情報に該当するか?

<理由>

事業における仮名加工情報の利用を促進するために、正確な理解が必要であるため。

■意見4

<該当箇所>

2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方 (P.13)

【個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が遵守する個人情報である仮名加工情報の取扱い に関する義務等】

<意見>

仮名加工情報である個人データを作成後、仮名加工情報の作成の元になった個人情報を消去した場合、 元の個人情報への復元が不可能となることから当該仮名加工情報は非個人情報として取り扱ってよいか。 それとも、個人情報ではない仮名加工情報として取り扱うべきか、明確にしていただきたい。

<理由>

元になった個人情報を消去した場合、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にないため、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しないと考えられる。しかし、個人情報ではない仮名加工情報として引き続き取扱う必要があるか判断に迷うため。

■意見5

<該当箇所>

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除 (P. 20)

<意見>

「例えば、氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合には、…」について、具体的にどのようなケースが想定されているか、Q&A等で具体例を明示していただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。

■意見6

<該当箇所>

2-2-2-1-3 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 (P. 22)

【想定される加工の事例】

<意見>

口座番号は、不正に利用されることにより個人の財産的被害が生じるおそれがある記述等に該当するか明記していただきたい。

<理由>

一見、口座番号が漏洩することにより財産的被害が生じるおそれがありそうにも見えるが、クレジットカードと異なり、口座番号がわかっただけでは預金を引き出すことも、送金することもできず、口座番号のみが漏洩したところで直接的に財産的被害が生じるおそれはないと思われるため。

■意見7

<該当箇所>

2-2-2-2 削除情報等の安全管理措置 (P. 25)

<意見>

「(別表 1) 削除情報等の安全管理で求められる措置の具体例」について、具体例に挙げられている項目は、すべてを実施しなければならないという意味でなく、1以上が実施されていれば足りると理解してよいか、明確にしていただきたい。

<理由>

具体例に挙げられたすべての項目を実施すると、企業の負担が大きくなりかねないため。

■意見8

<該当箇所>

2-2-2-2 削除情報等の安全管理措置(別表 1)(P. 25)

<意見>

講じなければならない措置として、「②削除情報等の取扱いに関する規程類の整備と(後略)」があるが、 削除情報の取扱いに関して、具体的にどのような項目を含む規程類を整備する必要があるのか示してい ただきたい。

<理由>

「削除情報等」とは、新しい概念であり、削除情報等の取扱いに関する規程類の整備として、どこまで対応する必要があるのか把握することが難しいため。

■意見9

<該当箇所>

2-2-3-1-2 利用目的の公表 (P. 29)

(2) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

<意見>

事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある具体的な場合をQ&A等で例示していただきたい。

<理由>

利用目的を公表しなくてよい「正当な利益」について、例示がないとどのような場合が該当するか判断が付かないため。

■意見10

<該当箇所>

2-2-3-2 利用する必要がなくなった場合の消去 (P.31)

<意見>

「また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するように努めなければならない」について、削除したことの証跡が必要か、明確にしていただきたい。また、証跡が必要である場合、どのようなものが証跡となりうるか、明確にしていただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。

■意見11

<該当箇所>

2-2-3-3 第三者提供の禁止等(2)事業の承継(P.34)

<意見>

「また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の仮名加工情報である個人データを相手会社へ提供する場合も、…当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。」について、当該契約書に規定すべき条文例を明示していただきたい。

<理由>

正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。

■意見12

<該当箇所>

2-2-3-3 第三者提供の禁止等 (3)共同利用 (P. 35)

<意見>

個人情報に加えて、仮名加工情報を共同利用する場合において、双方を共同して利用する者の範囲等が 同一である場合等において、共同利用に関する公表は、個人情報と仮名加工情報の各々に対して行う必 要があるか、まとめて公表することでも良いかについて、明確にして頂きたい。

<理由>

本人にとって透明性が高く、個人情報取扱事業者にとっても煩雑な対応にならない方式を明確にするため。

■意見13

<該当箇所>

2-2-3-4 識別行為の禁止 (P.40)

<意見>

「複数の仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること」は、禁止されている 識別行為に該当するのかどうかをQ&A等で明らかにしていただきたい。

<理由>

個人情報と仮名加工情報の照合は「不可」、複数の仮名加工情報から統計情報の作成は「可」と示されているが、複数の仮名加工情報の照合については「可、不可」が明らかでないため。

■意見14

<該当箇所>

2-2-3-4 識別行為の禁止 (P. 40、53)

<意見>

「…当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、…」について、「個人情報の本人を識別する目的」つまり故意であることが要件であると理解してよいか(故意なく他の情報と照合したことで、偶然、識別されてしまった場合は、本禁止行為の対象外となること)を明確にしていただきたい。

<理由>

法令に従った適切な措置をとっていたにもかかわらず、法令違反となってしまうおそれがあるため。

■意見15

<該当箇所>

3 匿名加工情報 (P. 54-)

<意見>

日本では匿名加工情報の利用が進んでいないとの認識である。 DX推進のためにも他国の成功例を手本として、匿名加工情報の利用に関する社会受容性を高める活動を積極的に推進して頂きたい。

<理由>

スウェーデンでは匿名加工情報の社会受容性が高く、リテラシーの向上施策が有効に機能している。2020年に実施されたある調査では、スウェーデン国民の 86% が匿名加工された個人データを研究目的で二次利用することを受け入れているため。

以上